

平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月7日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	5
○説明のための出席者	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議長の挨拶	6
○管理者の挨拶	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	7
○日程第2、会期の決定	7
○日程第3、諸報告	7
○日程について	7
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例 制定の件(議案第1号)	8
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例 の一部を改正する条例制定の件(議案第2号)	8
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する 条例制定の件(議案第3号)	8
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関 する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第4号)	8
○日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関 する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第5号)	8
○日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第6号)	8
○日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を 改正する条例制定の件(議案第7号)	8
○日程第11、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する	

条例の一部を改正する条例制定の件（議案第 8 号）	8
○日程第 1 2、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定の件（議案第 9 号）	8
○日程第 1 3、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例制定の件（議案第 1 0 号）	8
○日程第 1 4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会条例制定の件（議 案第 1 1 号）	8
○日程第 1 5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査法関係手数料条例制 定の件（議案第 1 2 号）	8
○日程第 1 6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合条件付採用期間中の職員及び臨時 的に任用された職員の分限に関する条例制定の件（議案第 1 3 号）	8
○日程第 1 7、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 増加及び同組合の規約変更について（議案第 1 4 号）	8
○日程第 1 8、工事委託協定の変更協定の締結について（議案第 1 5 号）	8
○日程第 1 9、平成 2 7 年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算 （第 2 号）を定める件（議案第 1 6 号）	8
○日程第 2 0、平成 2 8 年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定め る件（議案第 1 7 号）	8
○日程第 2 1、閉会中の事務調査について	2 1
○日程第 2 2、一般質問	2 2
○議長の挨拶	2 6
○管理者の挨拶	2 6
○閉会の宣告	2 7

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第2号

平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年1月29日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 平成28年3月7日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成28年3月7日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出	雲	敏 太 郎	議 員	2 番	持	田	敏	明	議 員
3 番	猪	俣	直 行	議 員	4 番	古	内	秀	宣	議 員
5 番	杉	田	恭 之	議 員	6 番	武	井		誠	議 員
7 番	齊	藤	芳 久	議 員	8 番	加	藤	則	夫	議 員
9 番	藤	原	建 志	議 員	10 番	井	上	勝	司	議 員
11 番	高	田	克 彦	議 員	12 番	吉	岡	茂	樹	議 員

不応招議員（なし）

平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成28年3月7日（月曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第 4 議案第 1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第 2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第 3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第 4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 8 議案第 5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 9 議案第 6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第10 議案第 7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第11 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第12 議案第 9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第13 議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第14 議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会条例制定の件

日程第15 議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査法関係手数料条例制定の件

日程第16 議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例制定の件

日程第17 議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

日程第18 議案第15号 工事委託協定の変更協定の締結について

- 日程第 19 議案第 16 号 平成 27 年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第 2 号）を定める
件
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 28 年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件
- 日程第 21 閉会中の事務調査について
- 日程第 22 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	古内秀宣	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	武井誠	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	加藤則夫	議員
9番	藤原建志	議員	10番	井上勝司	議員
11番	高田克彦	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	宮ヶ原正房	会計管理者	岩切一郎
事務局長	加藤裕之	参与 (兼事務取扱)	新井正美
副参与 (兼総務課長 事務取扱)	宇津木優明	副参与 (兼建設課長 事務取扱)	高山淳
副参与 (兼維持管理 課事務取扱)	田村勉	業務課長	中田真一
業務課長 副課長	岡本義徳	建設課長 副課長	菊地征一
維持管理課長 副課長	飯田清貴	維持管理課長 副課長	安原仁

事務局職員出席者

書記	岸俊之	書記	大沢嘉史
書記	橋本直明		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○古内秀宣議長 現在の出席議員12人です。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。本年度も残すところわずかとなりましたが、各種事業もおおむね順調に進んでいるところであります。これもひとえに議員各位のご指導、ご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。今後におきましても厳しい社会経済情勢ではございますが、効率的な運営を図るとともに、下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力お願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか16件でございます。本組合運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○古内秀宣議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○古内秀宣議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

6番 武井 誠 議員

7番 齊藤 芳久 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○古内秀宣議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○古内秀宣議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成27年11月分及び12月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○古内秀宣議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件から日程第20、議案第17号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件までを一括議題といたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第1号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○古内秀宣議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件から日程第20、議案第17号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第1号から議案第17号までにつきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件であります。実施機関に公平委員会を追加するとともに、行政不服審査法の施行に伴い、公開決定等に係る審査請求については、同法の審理員による審理手続に関する規定を適用除外する等所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件であります。行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件であります。実施機関に公平委員会を追加するとともに、行政不服審査法の施行に伴い、開示決定等に係る審査請求については、同法の審理員による審理手続に関する規定を適用除外する等所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正等に伴い、任命権者の管理者への報告事項に勤務成績の評定にかえて人事評価の状況を加える等所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、年金たる補償の額の他の法令による給付との調整について所要の改正をしたいので、本案を

提出した次第であります。

次に、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、議会の議員及び管理者及び副管理者の期末手当の額を改正したいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。行政不服審査法の施行に伴い、管理者の附属機関として坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会の設置等に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、国及び埼玉県の給与改定に準じ、職員の給与を改定したいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、本案を提出した次第であります。

次に、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会条例制定の件であります。行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、管理者の附属機関として坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会を設置したいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査法関係手数料条例制定の件であります。行政不服審査会の施行に伴い、同法第38条第4項等の規定に基づき、審理員、坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会が徴収する手数料に関し必要な事項を定めたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例制定の件であります。条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関し、地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき必要な事項を制定したいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてであります。平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第15号 工事委託協定の変更協定の締結についてであります。本協定は、平成26年6月定例議会において議決をいただき実施しておりました坂戸、鶴ヶ島下水道組合石井水処理センター沈砂池設備等更新工事委託に関する協定につきまして、このほど工事が完成し、日本下水道事業団の発注に伴い、請負差金等により、当初協定額との差額が生じたため、当初協定額を減額し、協定金額を4億3,168万円とする工事委託協定の変更協定を締結いたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第16号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ8億3,754万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を48億6,884万4,000円にしようとするものであります。

主な内容を申し上げますと、人事院勧告に伴う人件費の増額及び各種事業の確定に伴う減額等の措置を行うとともに、減額により生じた構成市の負担金については、構成市との協議により、下水道整備基金へ積み立てるための予算を計上し、今後の活用を図ることといたしました。

繰越明許費につきましては、汚水管渠築造工事において年度内の完成が困難なことから、予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。また、地方債の補正につきましては、事業の確定に伴い所要の措置を講ずることといたしました。

次に、議案第17号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件であります。本予算につきましては、各種事業を着実に実行するため、予算総額を前年度比7.4%減の52億7,200万円としたところであります。

予算編成に当たりましては、構成市の財政事情を十分に考慮して、簡素で効率的な財政運営を実施することを基本とし、歳入に見合った歳出を念頭に置いた予算編成を行いました。

歳出面におきましては、住民が安心して快適に暮らせる生活環境の実現に向けて、各種事業を効率的に推進してまいります。

歳入面につきましては、国、県の予算編成や行財政制度の動向を的確に把握して補助金の確保に努め、本組合の最も重要な財政基盤である下水道使用料につきましても、財源の確保と利用者負担の公平性の観点から、収納率の一層の向上に努めてまいります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○古内秀宣議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査会条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合行政不服審査法関係手数料条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号 工事委託協定の変更協定の締結についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件に対する質疑に入ります。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田克彦でございます。議案第16号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）について、1点でありますけれども、お尋ねをしておきたいと思っております。

今回この補正予算書を見ますと、大変大きな金額が、事業ができなかったということで補正減されております。このことによって、これは社会資本整備総合交付金ですか、これが来なかったというのが主な理由のようでありますけれども、事業のおくれとはならないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

本補正予算につきましては、汚水事業建設費のうち、節13委託料及び節15工事請負費につきまして大幅な減額補正を計上してございます。これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、社会資本整備総合交付金が組合の要望に対しまして約5割を超える額が削減されたことによるものでございます。交付金の削減に伴いまして、やむなく先送りいたしました中央幹線工事の一部や石井水処理センター汚泥処理中央監視制御装置更新工事委託等につきましては、改めまして平成28年度予算へ計上しておりますので、こちらのほうで進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 社会資本総合整備交付金、これがおくれた理由、この理由を明確に示しておいていただかないと28年度の執行ができるかどうかということについても懸念をされるのですが、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

平成28年度におきましても、要望どおり交付金が内示されることは近年の状況から非常に難しいのではないかと推察しておりましたので、昨年10月、関東地方整備局の建政部長に面会をさせていただきまして、平成28年度の交付金について要望活動を行ったところでございます。

また、来年度交付金の内定通知が減額であった場合につきましては、事業の優先度等を勘案いたしまして、交付金の充当先について構成市と協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件に対する質疑に入ります。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田でございます。内容は2点でございます。16号でも言いましたが、平成28年度の下水道の予算におきましても、事業費が4億円を超える昨年度比で減となっております。その主な原因をお尋ねすると同時に、下水道事業のおくれにならないのかということが1点目です。

2点目は、下水道事業運営審議会のほうから諮問いただいたわけですが、この諮問について、下水道料金の見直しの方向性について答申が出たことに対して今度改めて諮問をしなければならないわけですが。この諮問の内容をどのようにするのか、この点についてお尋ねします。

まず、1点目の昨年度予算に比べて、事業がやはり大幅におくれていると。この原因と、下水道事業のおくれにつながらないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○古内秀宣議長 再開いたします。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 大変恐縮です。申しわけありません。17号予算におきましては3点ありまして、先ほど述べたのが2点です。

3点目として、下水道整備基金の運用利子について。これについて、今基金が幾らあって、それで日銀のマイナス金利というようなことがこうした小さな事業に対しても影響が出てきているのではないかなというふうに思うものですから、その点をお尋ねします。まず1点目からお願いいたします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

事業費が前年度との比較で4億円を超える要因ということでございますが、主な理由といたしましては、汚水事業の建設費につきまして、受託事業を含む管渠工事が約3億2,600万円減、雨水事業の維持管理費におきまして、排水機場の整備工事費が約4,800万円減となっていることによるものでございまして、28年度に予定した事業は全て予算のほうに計上しておりますので、現段階では事業がおくれるものとは考えてはおりません。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 先ほど社会資本総合整備交付金が28年度においてとれるかどうかかわからないと。それで、当局は関係のところにプッシュをしていると、こういうことですが、下水道事業のおくれにならないように力を尽くしていただきたいと思います。

それから、2問目の下水道料金の見直しの方向性について下水道事業運営審議会から答申をいただいて、我々のところにも配付されておりますけれども、近々諮問をしていくこととなりますね。この諮問の内容をどうするかということは、大変私は注視をしているわけです。その内容についてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

本年1月15日に運営審議会において、受益者による負担の公平化を進めるためにも、組合唯一の自主財源である現行使用料の検討が必要であると答申をいただいてございます。この答申を受けまして、改めて下水道使用料に関する諮問を運営審議会のほうにしていきたいと考えております。今後の運営審議会では、使用料体系を初めといたしまして、使用料全般について審議委員さんにご審議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 公共下水道が坂戸でも鶴ヶ島でも入っている。同時に公共下水道が入っていない地域があると。その調整区域と市街化区域に住んでおられる方々との受益の差が出るというのがそもそも下水道料金の見直しの一つの行動の要因になっているわけです。その点について前も主張しておりますけれども、公共下水道が入れば入ったで面整備の受益者負担金とか接続受益者負担金であるとか、それから毎月の使用料であるとか、そして何よりも固定資産税は調整区域よりもはるかに高いものを払っている。こういうふうなことからいって、一概に差が出ているという認識はしてはならないのではないかなというふうに私は主張するのです。こうした内容をぜひ踏まえた諮問をしてもらいたいし、同時に、答申にもありますけれども、下水道組合への合理化、経費の節減努力も下水道事業運営審議会のほうでは求めています。こういうことを踏まえて、下水道料金を上げていく衝動的な内容にしてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

下水道の使用料につきましては、以前からもご答弁のほうはさせていただいてはございますが、総務省の見解におきまして下水道事業は、雨水は公費、汚水は私費、この観点から受益者負担による原則、これが使用者からの使用料で賄う原則であるというようなことになってございます。今回いただいた答申につきましても受益者負担の原則に沿った内容になっておりますので、今後運営審議会の中で現行使用料についての検討審議が行われるものと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 国の見解がどうであろうと、現実問題公共下水道に参加している市民はそういう状況を毎日肌身に感じているわけですから、その辺を国の指示どおりに動くというのではなくて、現実的な地域の実態に合わせて諮問内容を構成すべきだと。今回についてはそれ以上は言いませんけれども、ぜひ諮問する際の留意点としていただきたいということを強く要請しておきます。

最後、3問目の下水道整備基金の運用状況について、この下水道基金は今現在幾らありますか。

そして、マイナス金利で影響を受けてきている、こういう中で今後この運用についてどうしようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

下水道整備基金の残高につきましては、今回議案16号で補正予算第2号において1億531万2,000円積み立てることとしておりまして、27年度の一般会計に6,397万2,000円繰り入れる。この分を差し引きますと、平成27年度末では9億1,751万8,000円となります。

なお、平成28年度に一般会計の繰り入れを4,964万8,000円予定しておりますので、平成28年度末では8億6,810万1,000円となる見込みでございます。

それから、基金のあり方という形よろしいですか。基金につきましては、下水道整備基金設置条例に基づきまして、下水道の整備事業に充てることを目的として設置してございます。本組合の施設でありま

す処理場につきましては、供用開始後、北坂戸の水処理センターが42年、石井水処理センターが21年経過をしており、特に北坂戸におきましては老朽化が進んでいるような状況でございます。

また、汚水管渠につきましても、供用開始から30年を超える管渠が約150キロある現状。これら施設の緊急的な工事費用が発生するリスクが現在高くなっているような状況でございます。これらを勘案しますと、その財源となるべき下水道整備基金の一定額の確保が必要かなと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 最初に質問しております基金利子、これについて今後はほとんど見込めないと、こういう理解でよろしいのですか。

それから、今言われたことについて、これはどの会計もそうですけれども、基金で持っていて運用利益が出てこない、こういう実態がますます社会全体として生まれてしまうのではないかな、そんな懸念もありますけれども、最後ご答弁いただいて終わります。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

下水道整備基金の運用利子につきましては、財産収入といたしまして、本予算に23万1,000円計上してございます。これにつきましては、27年度の実績による利率に基づきまして算出した数値でございます。

なお、下水道整備基金の管理につきましては、下水道整備基金設置条例に基づきまして、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法にて管理することということになっておりますので、その形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 ほかに。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第17号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算について、2点について質疑をいたします。

1点目は、中央幹線の工事が平成28年度が最終年度だというふうなことでありますけれども、これに関して西坂戸地域し尿処理施設についての公共下水道への切りかえの時期、これについてお示しをいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、予算の概要の中に、当組合は平成26年度決算において消費税率の改正に伴い使用料収入が増加したものの、構成市からの基準外繰入金が入入全体の10%を占めており、依然として構成市財政に支えられている状況にあるというふうな言っております。それで、いずれにしても私の認識では前回の料金改定のときに両市からの繰り入れについては減額をされてきたというふうな経過を認識しているのですが、今回改めて平成21年度から基準内と基準外の繰り入れの推移についてお伺いしておきます。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

初めに、公共下水道への切りかえの時期につきましては、中央幹線工事につきましては平成28年度を最終

年度といたしまして、坂戸市西坂戸2丁目地内の汚水処理場まで開削工法により126メートル施工する予定でございます。西坂戸地域77ヘクタールは、すでに面整備管が埋設されておりますので、中央幹線が到達いたしますと同時に公共下水道区域へ編入される区域であります。

ご質問の公共下水道への切りかえの時期につきましては、下水道法第9条第1項の規定に基づきまして、平成29年4月1日付で供用開始の告示をする予定でございますので、同日から公共下水道の使用が可能となるよう現在事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） わかりました。

それで、西坂戸地域し尿処理施設使用料と公共下水道使用料の体系が今現在違うというふうに認識していただけますけれども、この件について答弁をお願いします。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

西坂戸地域し尿処理施設使用料と公共下水道使用料の体系についてでございますが、西坂戸地域し尿処理施設使用料につきましては、現在地域し尿処理施設設置及び管理条例第4条の規定に基づき定額制として徴収しておりますが、公共下水道の接続に伴いまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第16条で規定する下水道使用料へ切りかえて徴収することとなります。したがって、使用水量に影響されない定額制から使用水量に応じて算定する従量制に切りかわることとなります。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 現在定額制であります。それが使用水量に応じての算定、従量制に切りかわるといふふうなことですけれども、このことによって、現在までと料金の額が水量によって変わってくるというふうなことも考えられるわけです。そういう意味では、地元への料金体系の変更を説明、しっかりと行っていく必要があるというふうに考えますけれども、この辺についての見解をお示してください。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

西坂戸地域の公共下水道への接続に伴う住民説明会等の周知についてでございますが、平成28年度当初予算におきまして中央幹線工事費を計上させていただいておりますので、ご議決いただきましたら、来年度において自治会長などと相談しながら住民説明会等について詰めてまいりたいと考えているところでございます。

また、住民説明会とあわせまして回覧やホームページなどを活用するなど積極的な周知に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） よろしくをお願いします。

それから、2つ目の両市からの基準内と基準外繰入金の推移についてお願いします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

構成市からの基準内、基準外の繰入金の状況でございますが、平成21年度より年度ごとに申し上げますと、平成21年度、基準内が7億9,500万円、基準外8億3,000万円、平成22年度、基準内9億9,600万円、基準外5億1,300万円、平成23年度、基準内10億5,500万円、基準外5億1,900万円、平成24年度、基準内11億800万円、基準外5億600万円、平成25年度、基準内8億9,500万円、基準外5億2,600万円、平成26年度、基準内9億3,000万円、基準外4億9,400万円というような状況でございます。また基準外の繰入金が歳入の全体に占める割合といたしましては、平成21年度19%、平成22年度13%、平成23年度12%、平成24年度12%、平成25年度13%、平成26年度10%というような状況でございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○古内秀宣議長 日程第21、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○古内秀宣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○古内秀宣議長 日程第22、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 6番、武井誠です。通告に従い、人事評価制度と職員の労働安全衛生について一般質問を行います。

改正地方公務員法により、2016年度から新しい人事評価制度が全国の自治体等に本格的には導入されようとしています。本組合においても導入されます成果主義に基づく人事評価制度は、1980年代から90年代にかけて、民間企業では年功賃金を変えるものとしてブームのように導入されてきましたが、2000年以降からは、その見直しや中止をする企業もふえてきております。厚生労働省の2009年版労働経済白書においても、さまざまな問題が大企業ほど表面化しているとあります。私は、今回の導入は、陸上の長距離トラック競技に例えるならば周回おくれで走っているように感じるところです。言うまでもありませんが、利用者を初めとする私たち市民が下水道組合の職員に期待するのは、元気によい仕事をしてもらうことです。今回の人事評価制度の導入がその期待に応えるものなのかどうか。逆に職場のストレスと過重労働を強め、個々の職員の健康とさまざまな業務に支障を来すものにならないか懸念するところです。下記の質問を行います。

1、現行の人事評価制度について。

2、次年度以降の改革、改善について。

以上を1回目の質問といたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

初めに、現行の人事評価制度についての関係でございますが、本組合におきましては、地方公務員法第40条の規定に基づきまして、毎年度、定期勤務評定制を実施しております。この制度は、定期的に職員の仕事の成果及び職務遂行上に見られた能力、その取り組む姿勢について客観的かつ継続的に把握することにより、これらを職員の指導、育成の指針とするとともに、職員の勤務実績を昇任等に反映させ、公正な人事管理を行うものであります。

また、平成26年5月に地方公務員法が改正され、平成28年度から人事評価制度を導入し、実施すること

としております。この制度は、能力評価、勤務態度評価、業績評価の3項目から成り、能力及び実績に基づく人事管理の徹底並びに組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図ることを狙いとしております。本組合におきましても、本年度、従来からの定期勤務評定制度に加え、人事評価制度の3つの評価のうち、能力評価と勤務態度評価について試行実施しております。

次に、次年度以降の改革、改善についての関係でございますが、平成28年度からは年度当初に職員個々の勤務の目標を設定し、その目標が達成できたかどうかを評価者と被評価者とが面談にて評価する業績評価を本年度実施いたしました2つの評価に加えて実施する予定でございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） それでは、一問一答で質問を続けます。

現行の人事評価制度についてはわかりました。次年度以降のことについての質問であります。まず、病気休暇や年次有給休暇の取得が人事評価に影響することがあってはならないと考えますが、これらと人事評価との関係についてお伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

病気休暇、年次有給休暇と人事評価の関係でございますが、病気休暇の取得につきましては条例で規定しており、職員が病気になった場合、療養に専念させ、健康体に回復させることによって、公務能率の維持向上に資することとしております。また、年次有給休暇の取得につきましては、労働基準法附則136条で、使用者は有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額、その他不利益な取り扱いをしないようにしなければならないと定めております。ご質問にあります病気休暇や年次有給休暇の取得につきましては、人事評価制度の評価基準ではございませんので、職員の評価には影響を及ぼさないものと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 年金受給年齢が段階的に65歳まで引き上げられることに伴い職員の再任用制度が導入されましたが、再任用職員への人事評価制度はどうか、お伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

再任用職員への人事評価制度は平成28年度から実施する予定でございます。

なお、評価するに当たりましては、年齢からくる体力等の低下を考慮するとともに、一度現役を退き、もとの職よりも下位の職についていることによるモチベーションの低下も考えられることから、その職員に見合った目標を立てながら評価するなど工夫してまいりたいと考えております。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） なかなか言うはやすくという印象は受けますが、先に進みます。

2015年12月からストレスチェック制度が導入されました。人事評価が気になってストレスチェックに本音が書けないというようなことがあってはなりません、この点についてお伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

ストレスチェックと人事評価の関係でございますが、労働安全衛生法によるストレスチェック制度の義務づけにつきましては、労働者数50人以上の事業場とされており、本組合は努力義務となっておりますが、平成28年度よりストレスチェック制度による産業医等の事業場内産業保健スタッフを整え、ストレスチェック制度を実施する準備を進めております。ストレスチェック制度は、人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が従事することができないとされており、ストレスチェックの結果が人事評価に与える影響はございません。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が成立をしましたがけれども、人事評価との関係、特に結婚、妊娠、出産等にかかわるリプロダクティブ・ヘルス・ライツとの関係についてお伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

女性活躍推進法と人事評価、特に妊娠、出産の関係でございますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法では、301人以上の事業場は特定事業主行動計画の策定に関する指針を策定しなければならないとされており、しかしながら、本組合は300人以下の事業場であるため努力義務となっておりますが、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることに配慮し、本年4月1日施行に向けて特定事業主行動計画を作成中でございます。

また、人事評価制度そのものは、女性、男性の区別なく同じ基準で評価しなければいけません、妊娠、出産といった事由によって女性の評価が不利に働くことのないよう、またその後の昇任、昇格につきましても影響がないように努めてまいります。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 障害者の採用、雇用と人事評価との関係についてお伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

障害者の採用、雇用と人事評価の関係でございますが、本組合の障害者雇用につきましては、平成27年4月1日現在において、法定雇用率以下であることから採用はしておりません。しかしながら、仮に障害を持った職員を採用した場合、今回の人事評価制度では個々の職員の職責に見合った能力、自分はこのことができるという職員の目標像を決め、それができているかを評価者、被評価者双方が互いに確認し

合いながら評価するものでありますので、他の職員と同様に正当な評価ができるものと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 仕組みとして労働者への不当な権利侵害がないよう一定の配慮がなされているということはわかりました。それから、組合として努力義務であるものにも積極的に取り組んでいるという姿勢は評価させていただきたいなというふうに感じました。しかし、このことを含め、評価する側もされる側も人事評価について理解をしているということが大前提であるということを一方指摘しておきたいというふうに思います。

関連しますけれども、この評価によって職場の人間関係がぎくしゃくすることはないのか。まず、横のつながりについて、職場のチームワークに悪影響を与えることがないか、お尋ねいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

職場のチームワークとの関係でございますが、人事評価制度につきましては職員個々の評価をするものでありますが、組織目標を達成するため、職員の職務上の能力や成果を定められた基準に照らし合わせて行う相対評価も兼ねたものであり、職場のチームワークが乱れたり、それを助長するようなものではないと認識しております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 悪影響を与えるとは答弁できないと思います。しかしながら、幾つかの情報の中でそういった事例もつかんでいるところはあります。くれぐれも慎重な運用を期待するものです。

次は、縦のつながりのほうですが、評価に対する被評価者の納得性の確保についてお伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

納得性の確保の関係でございますが、従来の定期勤務評定と平成28年度から導入する人事評価制度との大きく異なる点は、従来の定期勤務評定は一方向に上司が部下の勤務成績を評価していたものに対し、人事評価制度は評価者がふだんの仕事ぶりを観察、指導したシートを、被評価者が自己評価をまとめたシートをそれぞれ持ち寄り、面談の上、その職員のどこがよくどこがいけなかったのかをお互いに確認し合いながら評価するものでございます。納得性につきましては、今後研修等を通じ制度の趣旨をしっかりと理解し、面談の中で十分に話し合い、評価者、被評価者双方が納得した評価ができるような制度にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

6番、武井誠議員。

○6番（武井 誠議員） 個人個人の仕事内容について話し合いの場があること、必要だということ自体は

否定をいたしませんけれども、そこには上司と部下という権力関係というか上下関係があるということを特に上司は忘れてはならず、厳しくみずからを律していかなければならないと思います。

また、シートを書く、評価するということが仕事になってしまって、本来の業務に支障を来すようなことがあっては本末転倒であります。

最後の質問にしたいと思えますけれども、こういった懸念を踏まえ、この制度実施に伴う負担と職員の健康と安全を脅かさない配慮についてお伺いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

職員の健康と安全の配慮の関係についてお答えいたします。今年度、試行的に人事評価を実施したところではありますが、評価者、中でも上位職にある2次評価者につきましては、非常に多くの職員を評価しなければならないため、従来勤務評定よりも負担が増したと認識しております。

また、これまでのご質疑にあったように、被評価者に対しましてもこれを払拭できるよう十分に議論を重ね検討するとともに、職員自身の資質向上と職員がやりがいを持って能力が発揮できる職場環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様、本当に早朝からスムーズな議事進行にご協力を賜りまして大変にありがとうございます。

インフルエンザが大変はやっております。お体ご自愛のほど、皆様方の今後の活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◇

◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 皆様のご協力により、スムーズのうち、無事終了することができました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

(午前 11 時 14 分)

○古内秀宣議長 これをもちまして、平成28年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。